

消費者教育推進事業

(前年度予算額 43,718千円)
23年度予算額 24,086千円

【消費者教育に係る施策目標等】

学校、家庭、地域、職域その他の様々な「場」を通じて
消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講じる
(消費者基本法)

学校、家庭、地域、職域その他の様々な「場」において、
消費生活に関する教育が充実されるよう必要な施策を講じます
(消費者基本計画)

消費者教育の多様な主体の
連携の場の創設等による
地域における消費者教育の
推進・支援
(消費者基本計画)

「平成22～23年度にかけて
消費者・市民教育
モデル事業」を開催
新成長戦略別表(工程表)
『VI 雇用・人材戦略～「新しい公共」
—支えあいと活気のある社会の構築～』

【現状と推進方策】

平成22年度に、文部科学省において
大学及び社会教育における
消費者教育の指針を作成するが、
引き続き普及啓発に努める必要がある

将来、自立した消費者となるための基礎的・
基本的な知識・態度を育成する場である、
家庭における消費者教育を充実するための
施策を講じる必要がある

消費者教育は様々な担い手によって
実践されているが、各実施主体間の
連携・協働の場を創設し、より一層
の充実を図る

【23年度事業】

(1) 消費者教育推進委員会の開催

- ・家庭における消費者教育のあり方についての検討
- ・大学及び社会教育における教育指針の検証

(2) 試行的実施による効果検証

- ・消費に関する親の意識・行動と子どもの行動等についての調査を行い、家庭における消費者教育の内容を検討
- ・親子で学ぶ消費者教育の試行的実施及び効果検証による、効果的な学習内容及び方法についての検討
- ・社会教育施設等で活用するための親子で学ぶ消費者教育の手引の作成

(3) 研究成果の還元

- ・取組の実施状況等の調査結果に基づく事例集の更新
- ・説明会の開催
 - ・平成22年度に作成した、大学及び社会教育における教育指針の更なる普及・啓発
 - ・多様な主体と連携・協働して開催することでより効果的な普及・啓発活動とする。